

トランスジェンダーの弁護士に対する差別的言辞による殺害予告行為を強く非難し、  
性的少数者の人々が差別されない社会の実現を目指す会長声明

本年6月3日以降、性的少数者の権利擁護に積極的に関わり、自身もトランスジェンダーであることを公表している大阪弁護士会所属弁護士の事務所ホームページに、匿名の者から性自認に関連した差別的表現を用いた殺害予告等のメッセージが断続的に送られる事件が発生した。

これらのメッセージは、同弁護士に対する脅迫行為であり、かつ、業務を妨害する違法な行為であることは言うまでもなく、その内容は、同弁護士のトランスジェンダーという属性に対する差別的な言辞であり、社会における全てのトランスジェンダーのみならず性的少数者の人々の尊厳を踏みにじるヘイトクライム（憎悪犯罪）であることは明らかで、当会として断じて許すことはできない。

当会は、性的少数者に対する差別的言動が二度と行われることのないよう、トランスジェンダー当事者を含む全ての性的少数者の人々が個人の尊厳を持って差別されずに生きることができる社会を実現すべく、今後も活動を尽くすことを決意し、ここに表明するものである。

以上

2023年（令和5年）7月6日

金沢弁護士会

会長 織田 明彦